

---

プロジェクト IFRS 適用課題対応

項目 **【審議事項】IFRS 第 17 号「保険契約」及び IAS 第 21 号「外国為替レート変動の影響」多通貨保険契約グループ**

---

## I. 本資料の目的

1. 本資料は、2022 年 6 月の IFRS 解釈指針委員会（以下「委員会」という。）において、審議が行われた「多通貨保険契約グループ」（IFRS 第 17 号「保険契約」（以下「IFRS 第 17 号」という。）及び IAS 第 21 号「外国為替レート変動の影響」（以下「IAS 第 21 号」という。））に関するアジェンダ・ペーパー（以下「AP」という。）の内容をご説明することを目的としている。また、本件に関しては本資料別紙 A に記載の暫定的なアジェンダ決定案（コメント期限は 2022 年 8 月 19 日）が公表されており、本資料では同アジェンダ決定案への当委員会事務局の対応案についてもお示している。

## II. AP の概要

### 背景及び経緯

2. 委員会は、外貨キャッシュ・フローを伴う保険契約グループに対する IFRS 第 17 号及び IAS 第 21 号の適用について要望書を受領した（AP 第 1 項）。
3. IFRS 第 17 号第 24 項では、保険契約グループに対して IFRS 第 17 号の認識及び測定要求事項を適用するように要求している。保険契約グループの測定は以下により構成される（AP 第 5 項）。
  - (1) 履行キャッシュ・フロー（金融リスク及び非金融リスクの調整を反映した将来キャッシュ・フローの現在価値の見積り）
  - (2) 契約上のサービス・マージン（契約グループに基づいて提供される将来サービスに係る未稼得利益。以下「CSM」という。）
4. 将来キャッシュ・フローの見積りには、保険料、保険金及び保険金支払費用や保険契約管理費用といったグループの各契約の境界線内にあるすべての将来キャッシュ・フローが含まれる（AP 第 6 項）。
5. 保険契約を発行する企業は、複数の通貨を伴って活動することが多い。企業は例として、以下のような場合がある（AP 第 7 項）。

- (1) 複数の法域で保険契約を発行し、契約は発行された法域の通貨で表示される。例えば、英国ではポンド建て、ドイツではユーロ建て、香港では香港ドル建ての保険契約を発行する可能性がある。
- (2) 例えば、保険料がユーロで、保険金がユーロと米ドルで支払われる契約など、複数の通貨でキャッシュ・フローが発生する個別の保険契約を発行する可能性がある。
- (3) 例えば、ユーロのような1つの通貨のみで保険契約を発行し、例えば、ポンドのような異なる通貨で保険契約管理費などのコストが発生する保険契約を発行する可能性がある。

### 要望書における質問

6. 要望書では、以下の3点について質問があった（AP 第8項）。
  - (1) 複数の通貨によるキャッシュ・フローを伴う個々の保険契約（多通貨契約）の通貨を、企業はいつ、どのように決定するか。
  - (2) 企業は、保険契約のポートフォリオを識別する目的で「類似したリスク」を評価する際に為替リスクを考慮する必要があるか。
  - (3) 企業は、保険契約グループのCSMをどのような通貨建てで決定するか。
7. 提出された質問の1点目と3点目は、外貨キャッシュ・フローを伴う保険契約グループの測定に関するものである。2点目の質問は、保険契約グループの設定に関する要求事項についてのものである（AP 第9項）。
8. 質問事項の分析では、まず提出された2点目の質問である、企業が保険契約のポートフォリオを識別する目的で為替リスクを考慮するかどうかを検討する（質問1とする）。次に、外貨キャッシュ・フローを伴う保険契約グループを測定する際に企業がIFRS 第17号及びIAS 第21号をどのように適用するかを検討する（質問2とする）。質問2に関する本APでの分析は、要望書の1点目及び3点目の質問の両方に対応するものである（AP 第10項）。

### アウトリーチ

9. IFRS 第17号の移行リソース・グループ（TRG）メンバーに対して情報提供の要請（アウトリーチ）を行い、10件の回答を得た（AP 第11項）。
10. アウトリーチの回答は、質問事項の分析の中に取り込んでいる。（AP 第14項）。

### 質問事項の分析

## (質問1：保険契約グループの設定について)

### 適用される要求事項 (IFRS 第17号第14項から第24項)

11. IFRS 第17号は3段階のアプローチを適用して保険契約グループを設定することを要求している (AP 第15項)。

(1) ステップ1—保険契約のポートフォリオを識別する (IFRS 第17号第14項)。

企業は、保険契約ポートフォリオを識別しなければならない。ポートフォリオは、類似したリスクに晒されていて一括して管理されている複数の契約で構成される。1つの商品ラインの中の契約は、類似したリスクを有すると見込まれ、したがって、一括して管理されている場合には同じポートフォリオに属すると見込まれる。異なる商品ラインに属する契約 (例えば、一時払の定額年金と通常の定期生命保険) は、類似したリスクを有していないと見込まれ、したがって、異なるポートフォリオに属すると見込まれる。

(2) ステップ2—収益性でグループ化する (IFRS 第17号第16項)。

企業は、発行した保険契約ポートフォリオを、最低限、下記に分割しなければならない。

- ① 当初認識時に不利である契約のグループ (もしあれば)
- ② 当初認識時においてその後に不利となる可能性が大きい契約のグループ (もしあれば)
- ③ ポートフォリオの中の残りの契約のグループ (もしあれば)

(3) ステップ3—年次コホートによるグループ化 (IFRS 第17号第22項)

企業は、発行の時点が1年超離れた契約を同じグループに含めてはならない。

12. 企業は3ステップ・アプローチを適用して、最低限要求されるよりも、さらにグループを細分化することが認められる (IFRS 第17号第21項) (AP 第16項)。

### 質問事項

13. 要望書は、保険契約グループのポートフォリオを識別する目的で、「類似したリスクに晒されている」契約かどうかを評価する際 (本資料第11項のステップ1)、為替リスクは企業が考慮しなければならないリスクかどうかを質問している。例えば、ユーロ建てのキャッシュ・フローを有する自動車保険契約と、ポンド建て

のキャッシュ・フローを有する自動車保険契約とを「類似したリスク」と考えることになるのか、又は考えられるのか（AP 第 17 項）。

### アウトリーチでの回答

14. すべての回答者（多通貨契約グループを持たない回答者を除く）が、保険契約のポートフォリオには、異なる通貨でのキャッシュ・フローを有する契約が含まれる可能性があるとして回答した（AP 第 18 項）。
15. 回答者は、IFRS 第 17 号第 14 項を適用し、契約が「類似したリスクに晒されている」かどうかを評価する際、企業は一般的に契約の下で保険契約者から企業へ移転するリスクに着目すると述べた。彼らは、大多数の場合、為替リスクは保険契約における重大なリスクの 1 つとは考えられていないとした。そのため、企業は IFRS 第 17 号を適用した場合、保険契約のポートフォリオには、異なる通貨でキャッシュ・フローが生じる契約が含まれる可能性があるとして結論付ける場合が多いとした（AP 第 19 項）。
16. しかし、大多数の回答者は、為替リスクが保険契約の主要なリスクと見なされる場合もあるため、為替リスクは契約が類似したリスクに晒されているかどうかの企業の評価に影響を与える可能性があるとして述べた（AP 第 20 項）。
17. 少数の回答者は、運用上の複雑さを軽減するため、可能な限り、通貨ごとに契約グループを細分化することを選択する企業もあるとして指摘した（AP 第 21 項）。

### スタッフ分析

18. IFRS 第 17 号は、金融リスクと保険リスクを含む非金融リスクについて定義し、説明している。為替リスクは金融リスクである<sup>1</sup>。IFRS 第 17 号の要求事項を適用する際に、特定のリスクのみ（例えば、非金融リスクのみ）を考慮又は反映し、他のリスクは考慮又は反映しないことを要求する場合、IFRS 第 17 号は考慮又は反映すべきリスクを明示的に示している。IFRS 第 17 号第 14 項のポートフォリオに関する要求事項では、考慮すべきリスクの種類を特定せずに「類似したリスク」に言及しているため、この要求事項は金融リスクに限定されないと考える。したがって企業は、契約のポートフォリオを識別する際には、すべてのリスクを考慮する必要がある。為替リスクを含む金融リスクは無視できない（AP 第 22 項）。

---

<sup>1</sup> IFRS 第 17 号付録 A では、金融リスクを「所定の金利、金融商品価格、コモディティ価格、外国為替レート、価格若しくはレートの指数、信用格付け若しくは信用指数、又はその他の変数のうち、1 つ又は複数について生じ得る将来の変動リスク」と定義している。

19. しかし、スタッフは、IFRS 第 17 号第 14 項は、異なる通貨でのキャッシュ・フローを伴う契約は異なるポートフォリオに含めるということをすべての場合において企業に要求はしていないと考えている。企業が何を「類似したリスク」と考えるかは、企業の契約におけるリスクの性質と程度に依存する（AP 第 23 項）。
20. IFRS 第 17 号第 14 項は、保険契約のポートフォリオを識別するために、「契約」に言及している。したがって、企業は単一の保険契約を、個別に測定される通貨キャッシュ・フローの流れに細分化することはできない（AP 第 24 項）。
21. また、IFRS 第 17 号第 14 項では、「類似したリスクに晒されていて一括して管理されている契約」についても言及している。プロダクトライン内の契約は類似したリスクを有すると考えられるが（異なるプロダクトラインの契約は類似していないリスクを有する）、IFRS 第 17 号には、リスクが類似しているかどうかを評価する方法についての追加的な要求事項はない（AP 第 25 項）。
22. 契約が「類似したリスク」に晒されているかどうかを評価するにあたっては、保険契約のポートフォリオを識別することを企業に要求している以下の IASB の根拠を考慮することが有用であると考えられる（AP 第 26 項）。
- (1) IFRS 第 17 号の結論の根拠の BC123 項(a)は、集約しすぎず、分解しすぎず、バランスをとって契約をグループ化するための IASB の検討を説明するにあたって、以下のように説明している。
- 企業がある種類の契約を別の種類の契約で相互扶助されたものとして描写することを望まなかったが、類似した契約グループの中で予想どおりに進展している保険金請求について損失を認識することも望まなかった。*
- (2) IFRS 第 17 号の結論の根拠の BC124 項は、原則的に、当該バランスはとりわけ以下の要求事項によって達成できると説明している。
- (a) グループの中の各契約が、主要な仮定の変更に金額及び時期において同様に反応するであろうと企業が予想している将来キャッシュ・フローを有していることを要求する。これは、ある種類の保険リスクについての保険契約に係る損失が、別の種類のリスクについての保険契約に係る利得と相殺されないことになり、異なる種類のリスクを保障する契約の業績に関する有用な情報が提供されることを意味する。

### スタッフ結論

23. スタッフは、以下のとおり結論づけた（AP 第 27 項）。

- (1) IFRS 第 17 号第 14 項の「類似したリスク」は非金融リスクのみに限定されるものではない。企業は、保険契約のポートフォリオを識別する際に為替リスクを含むすべてのリスクを考慮する。
- (2) 「類似した」は「同一の」を意味しないため、企業は、異なる為替リスクに晒されている契約に対して契約のポートフォリオを識別することができる。企業が「類似したリスク」と見なすものは、当該企業の契約におけるリスクの性質及び程度に依存する。
- (3) 契約が類似したリスクに晒されているかどうかを評価する際に、保険契約グループに関する要求事項を策定したときの IASB の目的と予想を考慮することは有用であろう。IFRS 第 17 号の結論の根拠で説明されているように、IASB は、ある種類の契約が他の種類の契約によって相互扶助されるように描写しないよう企業に要求することを目的の 1 つとしていた。したがって、IASB は、企業が一般的に重大な仮定の変更に対して金額と時期が同様に反応すると予想する将来キャッシュ・フローを有する契約のみをグループ化するように、契約のグループ化に関する要求事項（ポートフォリオを識別するための要求事項を含む。）を設定した。

#### 委員会への質問 1

1. 委員会は、IFRS 第 17 号第 14 項の要求事項の適用に関するスタッフの分析に同意するか。

**（質問 2：外国通貨キャッシュ・フローを伴う保険契約グループの測定について）**

#### IFRS 第 17 号で適用される要求事項

24. IFRS 第 17 号第 30 項は、次のとおりである（AP 第 28 項）。

*IAS 第 21 号を外貨でのキャッシュ・フローを生じさせる保険契約グループに適用する際に、企業は、契約グループ（契約上のサービス・マージンを含む）を貨幣性項目として扱わなければならない。*

25. IFRS 第 17 号の結論の根拠の BC277 項は、IFRS 第 17 号第 30 項の要求事項を策定する際の IASB の決定について以下のように説明している（AP 第 29 項）。

*IAS 第 21 号「外国為替レート変動の影響」を適用する際には、履行キャッシュ・フローは明らかに貨幣性項目である。しかし、契約上のサービス・マージンの構*

成要素は、財及びサービスに対する前払に類似しているため、非貨幣性に分類される可能性がある。当審議会は、単一の通貨で表示される保険契約の測定の手続きの構成要素を貨幣性又は非貨幣性のいずれかとして扱う方が単純となると判断した。IFRS 第 17 号における測定は主として将来キャッシュ・フローの見積りに基づいているため、当審議会は、保険契約全体を貨幣性項目と見る方が適切であると結論を下した。

26. IFRS 第 17 号第 44 項では、報告期間の末日における CSM を測定する際、企業が CSM の帳簿価額に対して行う必要がある調整を列挙している。その調整項目の中には、「CSM に係る為替差額の影響」が挙げられている（IFRS 第 17 号第 44 項 (d)）（AP 第 30 項）。

### IAS 第 21 号で適用される要求事項

27. 企業の機能通貨とは、「企業が営業活動を行う主たる経済環境の通貨」をいう。外国通貨とは、「企業の機能通貨以外の通貨」をいう。貨幣性項目とは、「保有している通貨単位及び固定又は決定可能な数の通貨単位で受け取るか又は支払うこととなる資産及び負債」をいう（IAS 第 21 号第 8 項）（AP 第 31 項）。

28. IAS 第 21 号第 20 項は、外貨建取引について次のように説明している（AP 第 32 項）。

外国通貨で表示されているか又は外国通貨での決済を要求する取引であり、企業が次のような取引を行う場合が含まれる。

- (a) 価格が外国通貨で表示されている財又はサービスを売買する場合
- (b) 受取額又は支払額が外国通貨で表示されている資金の借入れ又は貸付けをする場合
- (c) その他の方法で、外国通貨で表示されている資産を取得するか若しくは処分する場合、又は負債を負うか若しくは決済する場合

29. 外貨建取引は、当初認識時に、機能通貨と外国通貨との間の取引日現在の直物為替レートを外貨金額に適用することにより、機能通貨で記録する（IAS 第 21 号第 21 項）（AP 第 33 項）。

30. IAS 第 21 号第 23 項では、外貨建貨幣性項目を各報告期間の決算日レートを用いて機能通貨へ換算することを要求している。IAS 第 21 号第 24 項は次のように説明している（AP 第 34 項）。

ある項目の帳簿価額は、関連する他の基準書と合わせて決定される。例えば、有形固定資産は、IAS 第 16 号「有形固定資産」に従って公正価値又は取得原価で測定される。帳簿価額が取得原価又は公正価値のいずれを基礎にして決定されているとしても、当該金額が外国通貨で決定されている場合には、本基準書に従って機能通貨に換算される。

31. IAS 第 21 号第 28 項は、企業は為替差額を純損益で認識することを要求している (AP 第 35 項)。

### アウトリーチでの回答

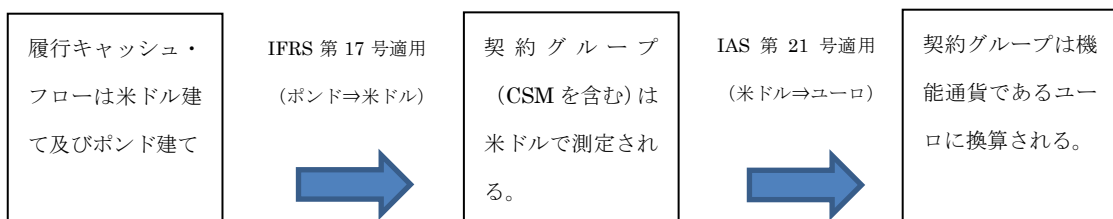
32. 回答者は、多通貨保険契約グループに対して IFRS 第 17 号及び IAS 第 21 号を導入及び適用する中で企業が採用したアプローチについて説明した。大きく分けると、採用したアプローチは次のようになる (AP 第 36 項)。

**(a) アプローチ 1—保険契約グループ (CSM を含む) は単一通貨建てと考える。**

保険契約グループが複数の通貨でのキャッシュ・フローを有する場合、企業は当初認識時に当該グループの通貨の建値となる単一通貨を決定する。当該単一通貨は、保険料の通貨又は支配的なキャッシュ・フローの通貨 (保険料の通貨と異なる場合) によって決定される場合がある。

企業は、IFRS 第 17 号のすべての要求事項を適用し、CSM を含む契約グループの帳簿価額を、特定された単一通貨で決定する。特に企業は、異なるキャッシュ・フローを単一通貨に換算する際、金融リスクの変動の影響に関する IFRS 第 17 号の要求事項を適用し、該当する場合には、当該単一通貨での測定において「不利な契約グループ」を識別する。単一通貨が外国通貨である場合、企業は IAS 第 21 号を適用し、各報告期間末日において、契約グループの帳簿価額を機能通貨に換算する。

例として、ユーロを機能通貨とする企業が、米ドル建て及びポンド建てのキャッシュ・フローを伴う契約グループを有しているとする。企業はこの契約グループを米ドル建てとすることを決定した。次の図はアプローチ 1 を示している。

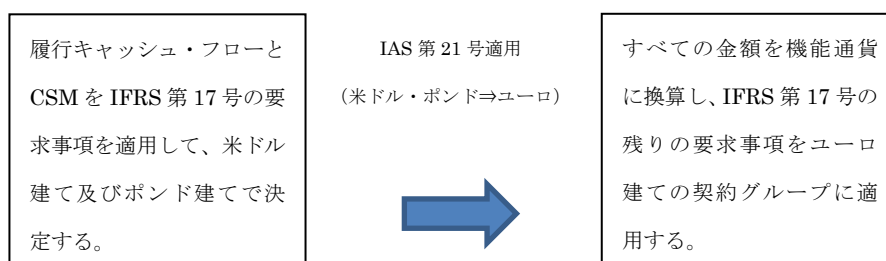




**(b) アプローチ 2—保険契約グループ (CSM を含む) は、履行キャッシュ・フローの通貨を反映し、多通貨建てと考える。**

企業は、各外国通貨における履行キャッシュ・フローを機能通貨に換算する。また、当初認識時に各通貨 (外貨) における CSM の金額を識別し、当該外貨建ての CSM の金額を機能通貨に換算する。各外国通貨におけるキャッシュ・フローの事後的な変動により、対応する各外国通貨における CSM の金額が調整され、調整後の金額が機能通貨に換算される。不利な契約による損失はグループに対して機能通貨で識別される。

上記アプローチ 1 と同様の例で説明すると、アプローチ 2 は以下のとおりとなる。



33. 回答者は、企業が状況に応じて上記のアプローチのいずれかを選択できる理由を説明した。例えば、キャッシュ・フローが主に 1 つの通貨である保険契約グループを有する企業はアプローチ 1 を適用し、一方で同程度のキャッシュ・フローが複数の通貨で存在する保険契約グループを有する企業はアプローチ 2 を選択する可能性がある (AP 第 37 項)。

### スタッフ分析

34. IFRS 第 17 号及び IAS 第 21 号の要求事項は、単一の外国通貨が存在する状況又は取引に言及している。IAS 第 21 号第 20 項及び第 24 項並びに IFRS 第 17 号第 30 項は、「(単一の) 外国通貨 (a foreign currency)」に言及している (AP 第 38 項)。
35. IFRS 第 17 号及び IAS 第 21 号の要求事項を多通貨保険契約グループにどのように適用するかを分析する上で、スタッフは以下のことが有用であると考え (AP 第 39 項)。
- (1) まず、単一の外国通貨によるキャッシュ・フローを有する保険契約グループに対するこれらの要求事項の適用について検討し、その後

(2) 多通貨保険契約グループへの適用を検討する。

**単一通貨によるキャッシュ・フローを有する契約グループに対する IFRS 第 17 号及び IAS 第 21 号の適用**

36. 機能通貨がユーロの企業が、キャッシュ・フローがすべてポンド建ての保険契約グループを有していると仮定する。CSM を含む保険契約グループは、キャッシュ・フローの通貨がポンドであるため、外国通貨のポンド建てとなる (AP 第 40 項)。
37. 企業は IFRS 第 17 号を適用し、保険契約グループを以下の合計でポンド建てで測定する (AP 第 41 項)。
- (1) ポンド建ての履行キャッシュ・フロー (金融リスク及び非金融リスクを調整した将来キャッシュ・フローの見積りの現在価値)
  - (2) ポンド建ての CSM
38. IFRS 第 17 号第 30 項は、CSM を含む保険契約グループを貨幣性項目として扱うことを要求している。したがって、企業は各報告期間の末日において、保険契約グループ (CSM を含む) の帳簿価額 (IFRS 第 17 号を適用してポンド建てで決定された) を決算日レートを用いて企業の機能通貨であるユーロへ換算する (IAS 第 21 号第 23 項)。また、IAS 第 21 号第 28 項を適用し、発生した為替差額を純損益に計上する (AP 第 42 項)。
39. CSM (未稼得利益) は貨幣性項目よりも非貨幣性項目に近いと見なすため、当初認識時のみ CSM をユーロに換算し、CSM を企業の機能通貨であるユーロ建てで扱うことができるのではないかとの見解があることは理解している。しかし、スタッフはこれに同意していない。契約グループは単一の外国通貨建てのキャッシュ・フローを生み出すため、IAS 第 21 号の適用上、契約グループ (CSM を含む) は、その外国通貨で表示されることになる。したがってスタッフは、各報告期間の末日において、企業は CSM の帳簿価額を決算日レートで換算しなければならないと考えている (AP 第 43 項)。

**多通貨契約グループに対する IFRS 第 17 号及び IAS 第 21 号の適用**

40. 機能通貨がユーロの企業が、米ドル建て及びポンド建てのキャッシュ・フローを持つ保険契約グループを有していると仮定する (AP 第 44 項)。
41. IAS 第 21 号、IFRS 第 17 号、その他の IFRS 会計基準のいずれも、複数の通貨で表示される項目や決済を必要とする項目の通貨表示をどのように決定するかについ

て、明示的な要求事項を有していない。しかし、IFRS 第 17 号及び IAS 第 21 号には、複数の通貨で構成される保険契約を有する企業が遵守すべき以下の要求事項がある（AP 第 45 項）。

- (1) 企業は IFRS 第 17 号を適用し、以下の合計で保険契約グループを測定する。
  - ① 履行キャッシュ・フロー（測定日現在の状況を反映した見積りを用いて測定（IFRS 第 17 号第 33 項(c)）を IAS 第 21 号第 23 項を適用して決算日レートで機能通貨であるユーロに換算したもの。
  - ② CSM を IAS 第 21 号第 23 項を適用し、決算日レートでユーロに換算したもの。
- (2) 企業は、為替差額を純損益で認識する（IAS 第 21 号第 28 項）。
- (3) 本資料第 39 項と同様の理由により、企業は多通貨契約グループの CSM を単純に機能通貨建てとみなすことはできない。

42. スタッフは、これらの要求事項を適用する場合、グループ内の契約条件に応じて、本資料第 32 項に記載されたアプローチ 1 又はアプローチ 2 のいずれかを適用することができると考えている（AP 第 46 項）。

- (1) アプローチ 1 を適用する場合、企業は保険契約グループ（CSM を含む）のキャッシュ・フロー通貨（米ドル又はポンド）のいずれかを単一通貨として決定することになる。仮に保険契約グループが米ドル建てであると仮定すると、IFRS 第 17 号の適用により、企業は、その後のポンド/米ドル為替レートの変動の影響を金融リスクの変動として損益に認識し（保険金融収益又は費用として）、CSM を調整しない。IAS 第 21 号を適用することで、企業は保険契約グループの米ドル建てでの帳簿価額（履行キャッシュ・フロー及び CSM）を、決算日レートを用いて企業の機能通貨であるユーロに換算することで、為替差額を計算する。企業はこれらの為替差額を純損益で認識する（IAS 第 21 号第 28 項）。
- (2) アプローチ 2 を適用する場合、企業は保険契約グループを表示する単一の通貨を決定することはない。そのかわり企業は、IAS 第 21 号を適用し、米ドル建ての履行キャッシュ・フローの小区分と、ポンド建ての履行キャッシュ・フローの小区分に分けて測定し、それぞれを決算日レートで機能通貨であるユーロに換算し、為替差額を計算する。また、CSM に IAS 第 21 号を適用するために、企業は米ドル及びポンドに小区分した履行キャッシュ・フローの各々に対して CSM を決定し、当該 2 つの CSM 金額を決算日レートで機能通貨

であるユーロに換算する。なお企業は、保険契約グループに対して1つのCSMを測定しなければならない。したがって、アプローチ2を適用する場合、企業は最終的に契約グループに対して1つのCSMを認識及び測定することになる。2つのCSMの金額は、外貨換算のための手法にすぎない。

43. 本APの別紙Bは、この2つのアプローチを例を用いて説明している。この2つのアプローチを適用することによる主な測定上の差異は、企業がCSMに係る為替差額をどのように計算し、その結果、純損益に配分することになるかということである。例を用いて説明し、純損益への影響を検討する（AP第47項）。

| 第1年度の純損益                    | アプローチ1   | アプローチ2   |
|-----------------------------|----------|----------|
|                             | €        | €        |
| IFRS第17号—CSMの配分             | 65.1（貸方） | 64.1（貸方） |
| IFRS第17号—保険金融収益又は費用         | 5.7（借方）  | —        |
| 小計：貨幣性項目の為替差額               | 17.6（借方） | 18.4（借方） |
| IAS第21号—履行キャッシュ・フローに関する為替差額 | 9.6（借方）  | 15.3（借方） |
| IAS第21号—CSMに関する為替差額         | 8.0（借方）  | 3.1（借方）  |
| 純損益への影響額（純額）                | 41.8（貸方） | 45.7（貸方） |

### スタッフ結論

44. スタッフは、多通貨保険契約グループを測定する場合、企業は以下のようにすると結論付けた（AP第48項）。
- (1) IFRS第17号のすべての要求事項を契約グループに適用する。その際、企業は保険契約グループについて1つのCSMを認識し、測定する。
  - (2) IAS第21号を適用する場合、CSMを含む当該グループを貨幣性項目として扱い、各報告日に帳簿価額を決算日レートで換算する。
  - (3) CSMを含むグループの通貨を決定するための会計方針を策定し、適用する。企業は、企業固有の状況及びグループ内の契約条件に基づいて会計方針を策定する。その会計方針は目的適合性があり、信頼性のある情報をもたらすもの

でなければならず（IAS 第 8 号第 10 項）、類似の取引その他の事象及び状況について首尾一貫して適用されなければならない（IAS 第 8 号第 13 項）。会計方針の策定にあたり、保険契約グループは複数の通貨でのキャッシュ・フローを生み出すため、企業は単純にグループの CSM を企業の機能通貨建てとみなすことはできない。単純に機能通貨建てとみなすことは、事実上、CSM を貨幣性項目として扱わないこととなる。

### 委員会への質問 2

2. 委員会は、IFRS 第 17 号及び IAS 第 21 号の要求事項の適用に関するスタッフの分析に同意するか。

## 基準設定プロジェクトを作業計画に追加するかどうか

### （スタッフ分析及び結論）

45. IFRS 財団の「デュー・プロセス・ハンドブック」第 5.16 項は、下記の要件のすべてが満たされる場合には、委員会は基準設定プロジェクトを作業計画に追加することを決定するとしている（AP 第 49 項）。
- (1) 当該事項は広がりのある影響を有し、影響を受ける人々に重要性のある影響を有しているか又は有すると見込まれる。
  - (2) 財務報告を改善するために、IFRS 基準の要求事項を追加又は変更することが必要である。すなわち、基準における原則及び要求事項が、企業が要求される会計処理を決定するための適切な基礎を提供していない。
  - (3) 当該事項が現行の基準及び「概念フレームワーク」の枠内で効率的に解決できる。
  - (4) 当該事項の範囲が、審議会又は解釈指針委員会が効率的な方法で扱うことができるのに十分なほど狭いが、審議会又は解釈指針委員会及び利害関係者が基準を変更するために要するデュー・プロセスを実施することがコストに見合う効果がないほど狭くはない。
46. アウトリーチでの回答は、この問題が広がりのある影響を有し、影響を受ける企業に重要性のある影響を有していることを示している（デュー・プロセス・ハンドブック第 5.16 項(a)）。また、本資料第 34 項から第 44 項におけるスタッフの分析は、特定の状況や契約の条件に応じて、企業が保険契約のグループに対して IAS 第 21 号を適用する際に異なるアプローチを用いる可能性があることを示して

いる。その結果、財務報告を改善するために、IFRS 基準の要求事項を追加又は変更することが必要である可能性がある（デュー・プロセス・ハンドブック第 5.16 項(b)）。そこで、仮に基準設定を行った場合に、この問題に効率的に対処できるかどうかを検討した（デュー・プロセス・ハンドブック第 5.16 項(c)及び(d)（AP 第 50 項））。

47. スタッフは、多通貨契約グループの外貨に関する会計処理に関する基準設定は、相当な時間と労力を要すると考える。そのためには、IFRS 第 17 号の適用範囲にある保険契約や他の IFRS 会計基準の適用範囲にある契約など、広範な多通貨契約グループに適用可能な要求事項を策定することが必要となる。スタッフは、現段階では、このような基準設定により期待される便益が、期待されるコストを上回り、かつ、IASB や委員会が効率的に対処できるほど狭い範囲であるという証拠を持ち合わせていない（AP 第 51 項）。

### （スタッフ提案）

48. 本資料第 47 項に記載した理由により、スタッフは、委員会が多通貨契約グループの外国通貨部分の会計処理方法に関する基準設定プロジェクトを作業計画に追加しないことを提案する。代わりにスタッフは、IFRS 第 17 号及び IAS 第 21 号において適用される要求事項を記載した暫定的なアジェンダ決定を委員会が公表することを提案する。スタッフは、暫定的なアジェンダ決定は、適用される要求事項をどのように「ウォークスルー」するかを説明する上で役に立つと考えている（AP 第 52 項）。
49. 本資料別紙 A は、暫定的なアジェンダ決定案を示している。スタッフは、暫定的なアジェンダ決定案（そこに含まれる説明資料を含む）は、IFRS 会計基準における要求事項を追加又は変更するものではないと考えている<sup>2</sup>（AP 第 53 項）。

#### 委員会への質問 3 及び 4

3. 委員会は、基準設定プロジェクトを作業計画に追加しないというスタッフ提案に同意するか。
4. 委員会は、本資料別紙 A 記載の暫定的なアジェンダ決定案に何かコメントはあるか。

<sup>2</sup> デュー・プロセス・ハンドブック第 8.4 項では「アジェンダ決定（それらに含まれる説明的資料を含む）は、IFRS 基準の要求事項を追加又は変更することはできない。むしろ、説明的資料は、IFRS 基準における該当する原則及び要求事項がアジェンダ決定に記述された取引又は事実パターンにどのように適用されるのかを説明する。」と記載されている。

### III. IFRS-IC 会議での暫定決定及び主な議論

#### 暫定決定

50. 暫定決定は以下のとおりである。

- (1) 質問 1（保険契約グループの設定：為替リスクの取扱い）については、出席者 14 名全員がスタッフ提案に賛成した。
- (2) 質問 2（外国通貨キャッシュ・フローを伴う保険契約グループの測定：通貨建ての決定）については、出席者 14 名中 13 名がスタッフ提案に賛成した。
- (3) 質問 3（基準設定プロジェクトを作業計画に追加しない）については、出席者 14 名全員がスタッフ提案に賛成した。
- (4) 質問 4（暫定的なアジェンダ決定案の文言）については、メンバーから文言修正が指摘され、別紙 A のとおり修正された。

#### 質問 2 に関するアジェンダ決定案の内容

51. 質問 2 関連に関するアジェンダ決定案の内容は以下のとおりである。

##### 一般的な外貨換算について

52. IAS 第 21 号を適用して、報告期間の末日において、当該グループ（契約上のサービス・マージン（以下、「CSM」という。）を含む）の帳簿価額を決算日レートで換算する。

##### 多通貨保険契約グループに固有の取扱い（IFRS 基準に明示的な要求事項がない）について

53. IFRS 第 17 号と IAS 第 21 号の両方の要求事項は、複数の通貨でのキャッシュ・フローを生み出す取引又は項目の通貨表示を決定する方法についての明示的な要求事項が含まれていない。したがって、企業は以下のとおり行う。
- (1) 当初認識時に当該グループ（CSM を含む）が表示される単数又は複数の通貨を決定するための会計方針を策定する。
  - (2) 企業は、会計方針の策定及び適用にあたり、企業の具体的な状況及び当該契約グループの条件に基づいて判断を使用する。
  - (3) その会計方針は、(IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」第 10 項で記述しているように) 目的適合性があり信頼性のある情報をもたら

さなければならず、類似した取引、その他の事象及び状況に首尾一貫して適用しなければならない（IAS 第 8 号第 13 項）。

- (4) 企業は、当該グループ（CSM を含む）を単一の通貨で又は当該グループのキャッシュ・フローの複数の通貨で表示することを決定できる。
- (5) 企業は、当該グループに係る CSM が機能通貨で表示されるものと単純にみなすことはできない。単純にそのような通貨表示とみなすと、契約上のサービス・マージンを IFRS 第 17 号第 30 項で要求しているように貨幣性項目として扱うことができなくなるからである）

#### **多通貨建ての CSM の取扱いについて**

54. 保険契約グループに対して単一の CSM を設定する。企業が IAS 第 21 号を適用する目的上、CSM は当該グループのキャッシュ・フローの複数の通貨で表示されると決定するとした場合には、企業は次のようにすることとなる。
  - (1) CSM を単一の金額と考えて、機能通貨への換算後に、当該契約グループが不利であるかどうかを評価する。
  - (2) 純損益に認識すべき契約上のサービス・マージンの金額を、当期に提供されたカバー単位及び将来に提供されると見込まれるカバー単位を決定する単一の方法を適用することによって決定する。

### **主な議論**

#### **質問 1（保険契約グループの設定： 為替リスクの取扱い）について**

55. 委員会メンバーは概ね、質問 1 に関するスタッフの分析及び結論に賛成した。委員会メンバーの主な賛成意見は次のとおりである。
  - (1) 保険契約のポートフォリオを識別する目的で「類似したリスク」を評価する場合に為替リスクを考慮すべきというスタッフ分析に同意する。
  - (2) 為替リスクが主要なリスクになるかは企業固有の判断によると考えるため、「類似したリスク」かどうかの決定についても、企業固有の状況と判断によるものとする。「類似したリスク」は「同一のリスク」ではないため、異なる通貨建ての契約も 1 つのグループにまとめられると考える。
56. 質問 1 に関して聞かれたその他の意見は、次のとおりである。
  - (1) 為替リスクは一般に保険契約の主要なリスクではないため、通貨が異なっても契約の収益に大きく影響しないことから、本 AP で例示されている米ド



ル、ユーロ、ポンドといった通貨は、類似したリスクと見なすことができると考えている。

- (2) 本 AP において、米ドル、ユーロ、ポンドといった通貨を「類似したリスク」として例示していることを懸念している。こうした通貨は、将来キャッシュ・フローに対して異なる影響を及ぼす可能性があることから、「類似したリスク」と考えられない可能性がある。

## **質問 2 (外国通貨キャッシュ・フローを伴う保険契約グループの測定： 通貨建ての決定) について**

57. 大多数の委員会メンバーは質問 2 に関するスタッフの分析及び結論に賛成した。委員会メンバーの主な賛成意見は次のとおりである。

- (1) 多通貨保険契約グループの測定には会計方針の選択が適用され、企業は類似した契約グループに対してどのアプローチを使用するかについて判断を行う必要がある。
- (2) IFRS 第 17 号にも IAS 第 21 号にも多通貨契約についての具体的なガイドラインはない。示されている設例は有用である。

58. 質問 2 に関して反対を表明した 1 名の委員の意見は、次のとおりである。

- (1) CSM は貨幣性項目だとの意見があるが、そのようには考えていない。CSM はキャッシュ・フローを有していないことから貨幣性項目であるとは考えられず、またグループ化された契約を会計単位とする以上、その測定において契約を分割すべきでない。こうしたことから、アプローチ 2 を容認することに同意しない。

59. 質問 2 に関して聞かれたその他の意見は、次のとおりである。

- (1) アプローチ 2 において、当初認識時に決定した単一の CSM をその後の測定で使用するのか、また、その後の測定で当該 CSM は再評価が必要なかが明確でない。
- (2) 為替差損が発生することで、契約グループが不利な（損失を有する）グループとなる場合が生じるのではないか。

60. 前項の意見に対して、スタッフは次のとおり回答した。

- (1) (前項(1)に対して) 暫定的なアジェンダ決定案は、1 つの CSM が適用されるということを意味しており、再評価を行う必要はない。履行キャッシュ・フ

ローの分割は、純粹に、各通貨を決算日レートで機能通貨に換算することである。この点は暫定的なアジェンダ決定案で明確にする予定である。

- (2) (前項(2)に対して) 企業が各リスクの損失要素を個別に追跡調査する場合にのみ、為替リスクにより不利となる契約を識別できる。ただ、IFRS 第 17 号では、契約グループが不利かどうかを識別するために、企業は非金融リスクの各要素を追跡する必要はない。この点を明確化するために契約グループが不利であると評価する方法についての説明を暫定的なアジェンダ決定案に含める予定である。

### 質問 3 (基準設定プロジェクトを作業計画に追加しない) 及び 4 (暫定的なアジェンダ決定案の文言) について

61. 契約においてただ 1 つの CSM を決定することが重要であり、それを強調するようにドラフトすべきである。
62. 今回のアジェンダ決定案により、多通貨の要素を有する他の基準に関する契約への予期せぬ影響がないか懸念する。
63. この問題が広がりのある影響を有し、影響を受ける企業に重要性のある影響を有していること及び財務諸表の比較可能性を低下させる可能性があることに懸念を持っている。アジェンダ決定案の中に、将来の IFRS 第 17 号の適用後レビュー (PIR) の中で見直すということを明記してはどうか。
64. CSM は貨幣性項目であるという IFRS 第 17 号 BC277 項の内容は重要であり、この点をアジェンダ決定案において強調するようにすべきである。

以 上

## 別紙 A 暫定的なアジェンダ決定案

1. AP6 の別紙 A に記載されている、多通貨保険契約グループ（IFRS 第 17 号及び IAS 第 21 号）についての暫定的なアジェンダ決定案は、以下のとおりである。

### 多通貨保険契約グループ（IFRS 第 17 号「保険契約」及び IAS 第 21 号「外国為替レート変動の影響」）

委員会は、複数の通貨でのキャッシュ・フローを生み出す保険契約の会計処理方法に関する要望書を受領した。

要望書は、次のことを質問していた。

- a. 保険契約のポートフォリオを識別するために IFRS 第 17 号を適用する際に、企業は外国為替レート・リスクを考慮するかどうか
- b. 複数の通貨でのキャッシュ・フローを生み出す保険契約グループ（多通貨保険契約グループ）を測定するにあたり、企業はどのように IAS 第 21 号を IFRS 第 17 号と組み合わせて適用するか。

### 保険契約ポートフォリオの識別

IFRS 第 17 号は、企業に対して、保険契約グループを認識し測定することを要求している。保険契約グループを設定するにあたっての第 1 のステップは、保険契約のポートフォリオを識別することである。IFRS 第 17 号の第 14 項は、「ポートフォリオは類似したリスクに晒されていて一括して管理されている複数の契約で構成される」と述べている。要望書は、外国為替レート・リスクは保険契約が「類似したリスクに晒されている」かどうかを評価する際に企業が考慮するリスクの 1 つであるかどうかを質問している。

IFRS 第 17 号は、金融リスク及び保険リスク（非金融リスク）を定義している。金融リスクは「(前略) 外国為替レート（以下略）について生じ得る将来の変動リスク」を含むものと定義されている。IFRS 第 17 号が特定のリスクのみ（例えば、非金融リスクのみ）を考慮又は反映することを企業に要求している場合には、考慮又は反映するべきリスクに明示的に言及している。したがって、委員会は次のような結論を下した。IFRS 第 17 号の第 14 項は特定の種類のリスクを明示せずに「類似したリスク」に言及しているので、企業は保険契約のポートフォリオを識別する際にすべてのリスク（外国為替レート・リスクを含む）を考慮することを要求され

る。しかし、「類似したリスク」は「同一のリスク」を意味するものではない。したがって、企業は異なる通貨の外国為替レート・リスクに晒されている契約を含んだ契約のポートフォリオを識別する可能性がある。委員会は、企業が何を「類似したリスク」と考えるかは、企業の保険契約におけるリスクの性質と程度に依存すると考えた。

#### 多通貨保険契約グループの測定

企業は、保険契約グループを履行キャッシュ・フローと契約上のサービス・マージンの合計額で測定する。IFRS 第 17 号の第 30 項は次のように述べている。「IAS 第 21 号（中略）を外貨でのキャッシュ・フローを生じさせる保険契約グループに適用する際に、企業は、契約グループ（契約上のサービス・マージンを含む）を貨幣性項目として扱わなければならない」。

IAS 第 21 号第 8 項は、貨幣性項目を「保有している通貨単位及び固定又は決定可能な数の通貨単位で受け取るか又は支払うこととなる資産及び負債」と定義しており、第 20 項は、外貨建取引を「外国通貨で表示されているか又は外国通貨での決済を要求する取引」と記述している。IAS 第 21 号第 21 項から第 24 項は、企業に次のことを要求している。

- a. 当初認識時に、機能通貨での外貨建て取引を取引日現在の直物為替レートで認識する。
- b. 貨幣性項目の帳簿価額を他の関連する会計基準書と合わせて決定する。
- c. 報告期間の末日において、外貨建貨幣性項目を決算日レートを用いて機能通貨に換算する。

IFRS 第 17 号と IAS 第 21 号の両方の要求事項が、単一の通貨で表示されているか又は単一の通貨での決済を要求している取引又は項目に言及している。IFRS 会計基準には、複数の通貨でのキャッシュ・フローを生み出す取引又は項目の通貨表示を決定する方法についての明示的な要求事項が含まれていない。

したがって委員会は、多通貨保険契約グループを測定するにあたり、企業は次のようにすると考えた。

- a. IFRS 第 17 号におけるすべての測定の要求事項を保険契約グループに適用する。これには、当該グループ（契約上のサービス・マージンを含む）を貨幣性項目として扱うという第 30 号の要求が含まれる。

- b. IAS 第 21 号を適用して、報告期間の末日において、当該グループ（契約上のサービス・マージンを含む）の帳簿価額を決算日レートで換算する。
- c. 当初認識時に当該グループ（契約上のサービス・マージンを含む）が表示される単数又は複数の通貨を決定するための会計方針を策定する。企業は、会計方針の策定及び適用にあたり、企業の具体的な状況及び当該契約グループの条件に基づいて判断を使用する。その会計方針は、（IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」第 10 項で記述しているように）目的適合性があり信頼性のある情報をもたらさなければならず、類似した取引、その他の事象及び状況に首尾一貫して適用しなければならない（IAS 第 8 号第 13 項）。企業は、当該グループ（契約上のサービス・マージンを含む）を単一の通貨で又は当該グループのキャッシュ・フローの複数の通貨で表示することを決定できる。企業は、当該グループに係る契約上のサービス・マージンが機能通貨で表示されるものと単純にみなすことはできない。単純にそのような通貨表示とみなすと、契約上のサービス・マージンを IFRS 第 17 号第 30 項で要求しているように貨幣性項目として扱うことができなくなるからである）。

IFRS 第 17 号を適用するにあたり、保険契約グループについて単一の契約上のサービス・マージンがある。したがって、企業が IAS 第 21 号を適用する目的上、契約上のサービス・マージンは当該グループのキャッシュ・フローの複数の通貨で表示されると決定するとした場合には、企業は次のようにすることとなる。

- a. 契約上のサービス・マージンを単一の金額と考えて、機能通貨への換算後に、当該契約グループが不利であるかどうかを評価する。
- b. 純損益に認識すべき契約上のサービス・マージンの金額を、当期に提供されたカバー単位及び将来に提供されると見込まれるカバー単位を決定する単一の方法を適用することによって決定する。

委員会は、自らの分析に照らして、保険契約の外国通貨要素の会計処理方法についての基準設定プロジェクトを作業計画に追加すべきかどうかを検討した。委員会は、そのようなプロジェクトが、国際会計基準審議会（IASB）又は委員会が効率的な方法で扱うことができるほど十分に狭いであろうという証拠を得ていないと考えた。したがって、委員会は基準設定プロジェクトを作業計画に追加しないことを [決定した]。

以 上

## 別紙 B 設例

1. この別紙 B では、AP 第 36 項（本資料第 32 項）に記載されている 2 つのアプローチを説明している（AP 別紙 B B1 項）。
  - (1) アプローチ 1ー保険契約グループ（CSM を含む）は単一通貨建てであると考えられる。単一通貨が外国通貨である場合、企業は IAS 第 21 号を適用して契約グループを機能通貨に換算する。
  - (2) アプローチ 2ー保険契約グループ（CSM を含む）は、履行キャッシュ・フローの通貨を反映した多通貨建てであると考えられる。企業は IAS 第 21 号を適用して契約グループの外国通貨建ての構成要素を機能通貨に換算する。

## 事実パターン

2. ある企業の機能通貨はユーロである（AP 別紙 B B2 項）。
3. 第 1 年度期初に、企業は保険料が米ドル建て、保険金が米ドル及びポンド建ての保険契約グループを発行する。カバー期間は 3 年である。保険料は各期初に受領し、保険金は各期末に支払う（AP 別紙 B B3 項）。
4. この保険契約は、保険契約者に対して均等に 3 年間の保険カバーを提供する。企業はこの契約のもとでは他の保険契約サービスを提供しない。この契約には、直接連動の有配当性、分解可能な組込デリバティブ又はその他の非保険要素は含まれていない（AP 別紙 B B4 項）。
5. この保険契約グループは、カバー期間にわたって以下の予想将来キャッシュ・フローを生み出す（AP 別紙 B B5 項）。

|          | 第 1 年度 | 第 2 年度 | 第 3 年度 | 合計    |
|----------|--------|--------|--------|-------|
| 保険料（米ドル） | 400    | 400    | 400    | 1,200 |
| 保険金（米ドル） | (100)  | (100)  | (100)  | (300) |
| 保険金（ポンド） | (200)  | (200)  | (200)  | (600) |

6. IFRS 第 17 号及び IAS 第 21 号の両方の適用に際して適用される四捨五入された為替レートは以下のとおりである（AP 別紙 B B6 項）。

|       | 認識時    | 第 1 年度末 |
|-------|--------|---------|
| 1 米ドル | £ 0.86 | £ 0.85  |
| 1 米ドル | €0.95  | €1.00   |
| 1 ポンド | €1.11  | €1.18   |

7. 単純化のために、すべては企業が当初認識時に想定したとおりに発生したとする。この例では、貨幣の時間価値や非金融リスクに係るリスク調整も無視している（AP 別紙 B B7 項）。

アプローチの図解

8. 当初認識時、契約グループの履行キャッシュ・フロー及びCSMの帳簿価額は以下のように計算される（AP別紙B B8項）。

| 項目          | アプローチ1                        |                              | アプローチ2                     |           |                                      |
|-------------|-------------------------------|------------------------------|----------------------------|-----------|--------------------------------------|
|             | グループ及びIFRS第17号上の金額は以下の通貨建てで表示 | IAS第21号を適用し、米ドル建て金額を以下の通貨に換算 | IFRS第17号上の金額は以下の両方の通貨建てで決定 |           | IAS第21号を適用し、米ドル建て及びポンド建ての金額を以下の通貨に換算 |
|             | 米ドル                           | ユーロ                          | 米ドル                        | ポンド       | ユーロ                                  |
| 履行キャッシュ・フロー |                               |                              |                            |           |                                      |
| 保険料（米ドル）    | 1,200.0（借方）                   |                              | 1,200.0（借方）                |           | (1,200×0.95) 1,142.8(借方)             |
| 保険金（米ドル）    | 300.0（貸方）                     |                              | 300.0（貸方）                  |           | (300×0.95) 285.7(貸方)                 |
| 保険金（ポンド）    | (600×(1÷0.86)) 700.0(貸方)      |                              |                            | 600.0（貸方） | (600×1.11) 666.7(貸方)                 |
|             | 200.0（借方）                     | (200.0×0.95) 190.4（借方）       | 900.0（借方）                  | 600.0（貸方） | 190.4(借方)                            |
| CSM         | 200.0（貸方）                     | 190.4（貸方）                    | 900.0（貸方）                  | 600.0（借方） | 190.4(貸方)                            |

9. 2つのアプローチの仕組みが異なっても、当初認識時の契約グループの履行キャッシュ・フロー及びCSMの帳簿価額は同じである（AP別紙B B9項）。



10. 第1年度末に履行キャッシュ・フローの帳簿価額の変動は以下のように計算される（AP別紙B B10項）。

|                 | アプローチ1                        |                              | アプローチ2                     |         |                                      |
|-----------------|-------------------------------|------------------------------|----------------------------|---------|--------------------------------------|
|                 | グループ及びIFRS第17号上の金額は以下の通貨建てで表示 | IAS第21号を適用し、米ドル建て金額を以下の通貨に換算 | IFRS第17号上の金額は以下の両方の通貨建てで決定 |         | IAS第21号を適用し、米ドル建て及びポンド建ての金額を以下の通貨に換算 |
|                 | 米ドル                           | ユーロ                          | 米ドル                        | ポンド     | ユーロ                                  |
| 期首残高            | -                             | -                            | -                          | -       | -                                    |
| 発行された契約（別紙B第8項） | 200.0（借方）                     | 190.4（借方）                    | 900（借方）                    | 600（貸方） | 190.4（借方）                            |
| 受取保険料（米ドル）      | 400.0（貸方）                     | (400×0.95) 380.9（貸方）         | 400（貸方）                    |         | (400×0.95) 380.9（貸方）                 |
| 支払保険金（米ドル）      | 100.0（借方）                     | (100×1) 100（借方）              | 100（借方）                    |         | (100×1) 100（借方）                      |
| 支払保険金（ポンド）      | (200×(1÷0.85)) 235.2（借方）      | (235.2×1) 235.2（借方）          |                            | 200（借方） | (200×1.17) 235.2（借方）                 |
| 期末残高（A）         | 135.2（借方）                     | 144.7（借方）                    | 600（借方）                    | 400（貸方） | 144.7（借方）                            |
| 保険金融収益又は費用（C）   | (B-A) 5.8（貸方）                 | (5.8×avg.) 5.7（貸方）           |                            |         | -                                    |
| 為替差額（借方）（純損益）   |                               | (B-(A-C)) 9.6（貸方）            |                            |         | (B-A) 15.3（貸方）                       |
| 期末残高（B）（※）      | 129.4（借方）                     | 129.4（借方）                    | 600（借方）                    | 400（貸方） | 129.4（借方）                            |

(※) 期末残高(B)は以下のように計算される。

| 期末残高(B)                                    | アプローチ 1                               |   | アプローチ 2                           |          |   |
|--|---------------------------------------|---|-----------------------------------|----------|---|
|  | グループ及び IFRS 第 17 号上の金額<br>は以下の通貨建てで表示 | IAS 第 21 号を適用し、米<br>ドル建て金額を以下の通<br>貨に換算 | IFRS 第 17 号上の金額は以下の両方の<br>通貨建てで決定 |          | IAS 第 21 号を適用し、米ドル建て及び<br>ポンド建ての金額を以下の通貨に換算 |
|  | 米ドル                                   | ユーロ                                     | 米ドル                               | ポンド      | ユーロ   |
| 第1年度終了時の<br>現在の仮定で測<br>定された履行キ<br>ャッシュ・フロー |                                       |   |                                   |          |   |
| 保険料 (米ドル)                                  | 800.0 (借方)                            |   | 800.0 (借方)                        |          | (800×1) 800.0 (借方)                          |
| 保険金 (米ドル)                                  | 200.0 (貸方)                            |   | 200 (貸方)                          |          | (200×1) 200.0 (貸方)                          |
| 保険金 (ポンド)                                  | (400×(1÷0.85)) 470.5 (貸方)             |   |                                   | 400 (貸方) | (400×1.18) 470.6(貸方)                        |
|  | 129.4 (借方)                            | (129×1) 129.4 (借方)                      | 600 (借方)                          | 400 (貸方) | 129.4(借方)                                   |

11. この2つのアプローチでは、履行キャッシュ・フローは同じ(129.4ユーロ (借方) )、純損益への影響も同じ (15.3ユーロ) 結果となる (AP別紙B B11項)。

12. 第1年度末にCSMの帳簿価額の変動は以下のように計算される（AP別紙B B12項）。

|                          | アプローチ1                        |                              | アプローチ2                     |         |                                      |
|--------------------------|-------------------------------|------------------------------|----------------------------|---------|--------------------------------------|
|                          | グループ及びIFRS第17号上の金額は以下の通貨建てで表示 | IAS第21号を適用し、米ドル建て金額を以下の通貨に換算 | IFRS第17号上の金額は以下の両方の通貨建てで決定 |         | IAS第21号を適用し、米ドル建て及びポンド建ての金額を以下の通貨に換算 |
|                          | 米ドル                           | ユーロ                          | 米ドル                        | ポンド     | ユーロ                                  |
| 期首残高                     | -                             | -                            | -                          | -       | -                                    |
| 発行された契約（別紙B第8項）          | 200.0（貸方）                     | 190.4（貸方）                    | 900（貸方）                    | 600（借方） | 190.4（貸方）                            |
| 提供されたサービスに関して純損益に配分された金額 | (200÷3年)<br>66.7（借方）          | (66.7×avg.)<br>65.1（借方）      | 300（借方）                    | 200（貸方） | (300×avg.)－(200×avg.)<br>64.1（借方）    |
| 小計(A)                    | 133.3（貸方）                     | 125.3（貸方）                    | 600（貸方）                    | 400（借方） | 126.3（貸方）                            |
| 純損益に認識される為替差額（借方）        |                               | (A-B) 8.0（貸方）                |                            |         | (A-B) 3.1（貸方）                        |
| 期末残高(B)                  |                               | (133.3×1)<br>133.3（貸方）       | 600（貸方）                    | 400（借方） | (600×1)－(400×1.18)<br>129.4（貸方）      |

13. 本資料第 43 項に示したように、アプローチ 1 及びアプローチ 2 を適用した場合、契約グループの為替差額はそれぞれ 17.6€及び 18.4€の損失となる。アプローチ 1 を適用した場合、為替リスクの変動（保険金融収益又は費用に計上）は 5.7€の費用となる。主な測定上の差異は、企業の以下の計算方法から生じるものである（AP 別紙 B B13 項）。

(1) *CSM*に係る為替差額

アプローチ 1 を適用し、企業はグループの通貨である米ドルを機能通貨であるユーロに換算する際に生じる差額として IAS 第 21 号での為替差額を計算する。その金額は 8.0€となる。アプローチ 2 を適用した場合、為替差額はキャッシュ・フローの通貨建ての金額（米ドル及びポンド）を機能通貨であるユーロに換算することにより生じる差額となる。この為替差額の内額は、3.1€となる。

(2) 為替リスクの変動

アプローチ 1 を適用した場合、企業はポンド/米ドルの為替レートの事後的な変動の影響を金融リスクの変動として、保険金融収益又は費用において純損益で認識する。アプローチ 2 を適用した場合、ポンド/米ドルの為替レートの事後的な変動の影響は、上記(1)の IAS 第 21 号での為替差額の一部となる。

以 上